

お客さま 各位

中兵庫信用金庫

## 中兵庫信用金庫投信取引約款・特定口座約款・非課税口座約款の改訂のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、「民法の一部を改正する法律」の成立及び、本年4月以降、非課税口座の新規開設手続きが、一本化されること等に伴い、2021年4月1日より中兵庫信用金庫投信取引約款・特定口座約款・非課税口座約款について以下のとおり改訂いたします。

<主な改定事項>

## 1. 中兵庫信用金庫投信取引約款の改訂

「民法の一部を改正する法律」の成立等に伴い、「混合寄託」に係る規定が新設されたことから、投資信託受益証券の保護預り取引等における「混蔵」の語を「混合」の語に改めます。

## 2. 特定口座約款の改訂

年間を通じて譲渡および配当等の受入れが発生していない特定口座については、当該口座の開設顧客に対する特定口座年間取引報告書作成の省略が実施されており、約款の「年間取引報告書の送付」にかかる項目に、交付不要とすることを追記しました。

## 3. 非課税口座約款の改訂

- ・新規開設手続きの一本化に伴い、「非課税適用確認書」等にかかる記載を削除
- ・「非課税口座簡易開設届出書」の名称を「非課税口座開設届出書」に変更
- ・即日買付を認めない場合の記載を追加
- ・勘定設定期間が、非課税管理勘定・累積投資勘定ともにそれぞれ一本とされていることに伴う記載の整備
- ・その他、税制改正に伴う条文番号の変更等、内容の軽微な修正を実施

以上

記

## 1. 中兵庫信用金庫投信取引約款新旧対照表

改訂前 (旧)	改訂後 (新)
第1章 (略)	第1章 (同左)
第2章 投資信託受益証券の保護預り取引	第2章 投資信託受益証券の保護預り取引
6. (略)	6. (同左)
7. (保護預り証券の保管方法および保管場所) (略)	7. (保護預り証券の保管方法および保管場所) (同左)
① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管 (以下「混蔵保管」といいます。) できるものとしします。 (以下略)	① 保護預り証券は、当金庫所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管 (以下「混合保管」といいます。) できるものとしします。 (同左)
② 上記①による混蔵保管は大券をもって行うことがあります。	② 上記①による混合保管は大券をもって行うことがあります。
③ (略)	③ (同左)
8. (混蔵保管に関する同意事項)	8. (混合保管に関する同意事項)

改訂前 (旧)	改訂後 (新)
<p>上記7.の規定により<b>混蔵</b>保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p>9.～15. (略)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。</p> <p>① (略)</p> <p>② 保護預り証券のうち<b>現状</b>による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17.～20. (略)</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく (累積) 投資取引</p> <p>21.～24. (略)</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<b>混蔵</b>して保管いたします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により<b>混蔵</b>して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (略)</p> <p>26.～30. (略)</p> <p>第4章～第6章 (略)</p>	<p>上記7.の規定により<b>混合</b>保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>9.～15. (同左)</p> <p>16. (解約等)</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 解約時の取扱いについては、次の各号のとおりとします。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 保護預り証券のうち<b>原状</b>による返還が困難なものについては、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。</p> <p>17.～20. (同左)</p> <p>第3章 投資信託の自動けいぞく (累積) 投資取引</p> <p>21.～24. (同左)</p> <p>25. (投資信託受益証券の保管)</p> <p>(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と<b>混合</b>して保管いたします。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>(5) 上記(1)から(4)までの規定により<b>混合</b>して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～② (同左)</p> <p>26.～30. (同左)</p> <p>第4章～第6章 (同左)</p>

以上

## 2. 特定口座約款新旧対照表

改訂前 (旧)	改訂後 (新)
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例 (上場株式等保管委託契約) について</p> <p>2. 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申込者は特定口座を当金庫に複数開設することはできません。<b>ただし、租税特別措置法その他関係法令に規定する課税未成年者口座専用の特定口座である場合を除きます。</b></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3.～4. (略)</p> <p>5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 申込者が贈与、相続 (限定承認に係るものを除きます。以下同じ。) または遺贈 (包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。) により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座<b> (追加)</b> に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当金庫特定口座に移管 (同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。) することにより受け入れるもの (当金庫が取り扱う上場株式等に限り、ます。)</p> <p>④ <b>前三号</b>のほか、租税特別措置法その他関係法令の規定で特定口座への受入れが可能とされている上場株式等のうち、当金庫が取り扱う上場株式等について、法令の定めにより受け入れるもの。</p> <p>6. 特定口座を通じた取引</p>	<p>第1章 (同左)</p> <p>第2章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例 (上場株式等保管委託契約) について</p> <p>2. 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申込者は特定口座を当金庫に複数開設することはできません。<b> (削除)</b></p> <p>(3)～4. (同左)</p> <p>3.～4. (同左)</p> <p>5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲 (同左)</p> <p>①～② (同左)</p> <p>③ 申込者が贈与、相続 (限定承認に係るものを除きます。以下同じ。) または遺贈 (包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。) により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座<b>または特定口座以外の口座</b> に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当金庫特定口座に移管 (同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。) することにより受け入れるもの (当金庫が取り扱う上場株式等に限り、ます。)</p> <p>④ <b>上記①から③</b>のほか、租税特別措置法その他関係法令の規定で特定口座への受入れが可能とされている上場株式等のうち、当金庫が取り扱う上場株式等について、法令の定めにより受け入れるもの。</p> <p>6. 特定口座を通じた取引</p>

申込者が当金庫との間で行う、(追加) 5. の特定口座に受け入れる範囲の上場株式等に関する取引に関しては、特にお申出のない限り、特定口座を通じて行います。

7. (略)

8. 源泉徴収等

(1) (略)

(2) 前項の届出書をご提出いただいた場合、源泉徴収・特別徴収または還付については当金庫所定の方法で行います。

9. (略)

10. 上場株式等の移管

当金庫は、申込者が当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座において保管の委託等がされている上場株式等を当金庫に開設されている特定口座に(追加) 5. ②に規定する移管をされる場合には、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

1 1. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ

当金庫は、(追加) 5. ③に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

1 2. 年間取引報告書の送付

(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。(追加)

(2) (追加) (1)にかかわらず、1 8. に基づき本契約が終了した場合には、当金庫は、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者および税務署に交付します。

第3章 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収の特例(上場株式配当等受領委任契約)について

1 3. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

(1) (略)

(2) 当金庫が支払の取扱いをする前項の投資信託の分配金および特定公社債の利子のうち、当金庫が当該投資信託の分配金および特定公社債の利子をその支払をする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

1 4. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

(1) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して(追加) 2. (3)の特定口座源泉徴収選択届出書および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を(追加) 提出いただくものとします。

(2) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を(追加) 提出いただくものとします。なお、申込者が当金庫に対して(追加) 源泉徴収選択届出書を提出している場合は、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

1 5. ~1 6. (略)

第4章 雑則

1 7. ~1 8. (略)

1 9. 免責事項

申込者が(追加) 1 7. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関し申込者に生じた不利益および損害について、当金庫はその責を負いません。

2 0. (略)

申込者が当金庫との間で行う、上記 5. の特定口座に受け入れる範囲の上場株式等に関する取引に関しては、特にお申出のない限り、特定口座を通じて行います。

7. (同左)

8. 源泉徴収等

(1) (同左)

(2) 上記(1)の届出書をご提出いただいた場合、源泉徴収・特別徴収または還付については当金庫所定の方法で行います。

9. (同左)

10. 上場株式等の移管

当金庫は、申込者が当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座において保管の委託等がされている上場株式等を当金庫に開設されている特定口座に上記 5. ②に規定する移管をされる場合には、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

1 1. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ

当金庫は、上記 5. ③に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

1 2. 年間取引報告書の送付

(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。なお、下記1 8. に基づき本契約が終了した場合には、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに交付および提出を行います。

(2) 上記(1)にかかわらず、その年中に上場株式等の譲渡および配当等の受入れが行われなかった場合には、特定口座年間取引報告書の申込者への交付は省略できるものとします。ただし、申込者から請求があった場合は、この限りではありません。

第3章 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収の特例(上場株式配当等受領委任契約)について

1 3. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

(1) (同左)

(2) 当金庫が支払の取扱いをする上記(1)の投資信託の分配金および特定公社債の利子のうち、当金庫が当該投資信託の分配金および特定公社債の利子をその支払をする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

1 4. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

(1) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して上記 2. (3)の特定口座源泉徴収選択届出書および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただくものとします。

(2) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をご提出いただくものとします。なお、申込者が当金庫に対して特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合は、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

1 5. ~1 6. (同左)

第4章 雑則

1 7. ~1 8. (同左)

1 9. 免責事項

申込者が上記 1 7. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関し申込者に生じた不利益および損害について、当金庫はその責を負いません。

2 0. (同左)



<p>21. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、<b>お客様</b>の従来の権利を制限するもしくは<b>お客様</b>に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p>	<p>21. 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、<b>申込者</b>の従来の権利を制限するもしくは<b>申込者</b>に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。</p>
--	--

以上

### 3. 非課税口座約款新旧対照表

改訂前 (旧)	改訂後 (新)
<p>1. (略)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の10月31日までに但し平成33年、平成35年各年については7月31日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(既に当金庫に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を証券会社もしくは他の金融機関に提出していない場合に限り。)、非課税口座開設届出書および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」(既に当金庫に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第21項において準用する租税特別措置法(追加)第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当金庫では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当金庫にて保管いたします。</p> <p>(2) 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の10月31日までに但し2021年、2023年各年については7月31日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「(削除)非課税口座開設届出書」(既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>(3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。</p> <p>(4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(同左)</p>

(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に「上場株式等」の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。

(6) 当金庫は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(7) 2017年10月1日時点で当金庫に開設した非課税口座に2017年分の非課税管理勘定が設けられており、当金庫に個人番号の告知を行っている申込者のうち、同日前に当金庫に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかった申込者につきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、上記(1)の規定を適用します。

(追加)

### 3. 非課税管理勘定の設定

(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる「投資信託株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（追加）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、上記2. (1)の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間（追加）においてのみ設けられます。

(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

4. (略)

### 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税

(5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に「株式投資信託受益権（租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。）の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。

(6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

(削除)

(7) 当金庫が申込者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当金庫は、原則として、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当金庫においては、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設ができる旨等の提供があつた日まで、申込者からの投資信託の募集または買付の申込み等を受け付けないことといたします。

### 3. 非課税管理勘定の設定

(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる「投資信託」の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、(削除) 勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

(2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。

4. (同左)

### 5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税

口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした**上場株式等**で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額 **(追加)** イ. の場合、購入した投資信託については、その購入の代価の額をいい、下記ロ. の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの**のみ**受け入れます。  
イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもの **(追加)**  
ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。**(追加)**)から、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる投資信託(下記②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、**他年分非課税管理勘定から当該**他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、**(追加)**同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託
- ③ (略)

6. ～8. (略)

#### 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(上記2.(6)**(追加)**により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2) (略)

10. (略)

#### 11. 届出事項の変更

**非課税口座開設届出書**の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく**非課税口座異動届出書**を当金庫にご提出いただくものとします。

#### 12. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。

- ① 申込者が当金庫に対して**非課税口座廃止届出書**を提出した場合 当該提出日
- ② 申込者が当金庫に対して**非課税口座継続適用届出書**を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の最終営業日までに**非課税口座帰国届出書**の提出をしなかった場合 **非課税口座廃止届出書**の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の最終営業日)
- ③ 申込者が当金庫に対して**出国届出書**を提出した場合 出国日
- ④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(**非課税口座継続適用届出書**を提出した場合を除く) **非課税口座廃止届出書**の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、**非課税口座開設者死亡届出書**の提出があった場合 当

口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした**投資信託**で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 上記3.(2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額 **(下記)** イ. の場合、購入した投資信託については、その購入の代価の額をいい、下記ロ. の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの**(削除)**  
イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもの **(削除)**  
ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。**以下、この条において同じ。**)から、租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる投資信託(下記②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、**(削除)**他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、**当該他年分非課税管理勘定から**同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託
- ③ (同左)

6. ～8. (同左)

#### 9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(上記2.(6)**または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定**により廃止した非課税管理勘定を除きます。)
- (2) (同左)

10. (同左)

#### 11. 届出事項の変更

**「非課税口座開設届出書**」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく**「非課税口座異動届出書**」を当金庫にご提出いただくものとします。

#### 12. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。

- ① 申込者が当金庫に対して**「非課税口座廃止届出書**」を提出した場合 当該提出日
- ② 申込者が当金庫に対して**「非課税口座継続適用届出書**」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の最終営業日までに**「非課税口座帰国届出書**」の提出をしなかった場合 **「非課税口座廃止届出書**」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の最終営業日)
- ③ 申込者が当金庫に対して **「出国届出書**」を提出した場合 出国日
- ④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(**「非課税口座継続適用届出書**」を提出した場合を除く) **「非課税口座廃止届出書**」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、**「非課税口座開設者死亡届出書**」の提出があった場合

該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ (略) 13. ~15. (略)	当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ (同左) 13. ~15. (同左)
--	---

以上